

第4章 弁護士の活動実態

弁護士報酬について

2004年4月から、弁護士会の「報酬基準」が廃止され、弁護士は自由に報酬を定められるようになった。日弁連では、依頼者となる市民・中小企業に対して、様々な事件類型についての弁護士報酬の目安を提供するため、2002年より定期的に弁護士報酬に関するアンケート調査を実施してきた。その結果は「市民のための弁護士報酬ガイド」「中小企業のための弁護士報酬ガイド」として小冊子に取りまとめられている。

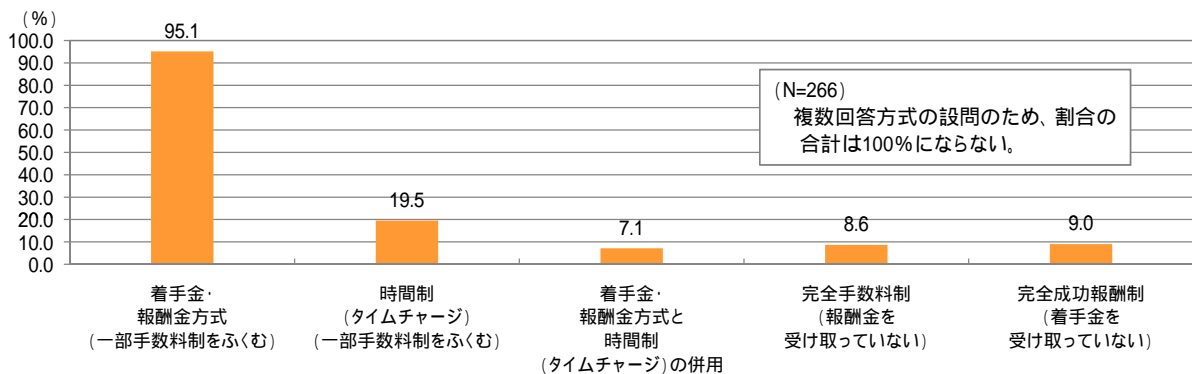
本章では、2012年2月に実施した本調査について、請求方式、一部事件における請求報酬について取り上げる。

〔調査の概要〕

対象者：経験年数5年毎の層化抽出方式にて抽出した、
 弁護士経験5年～50年の弁護士2030人
 有効回収数：266件 回収率：13%

1. 弁護士報酬の請求方式について

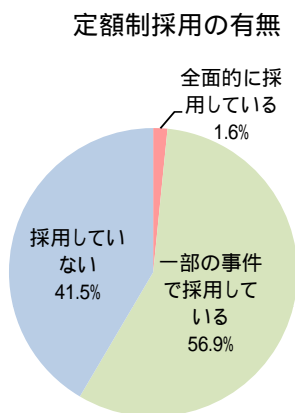
事件を受任した際、通常、報酬についてどのような方式を採用しているかという問いについては、9割が「着手金・報酬金方式」を採用しているとの回答であった。



[注] 着手金：結果にかかわらず弁護士が手続きを進めるために着手時に支払う金額。
 報酬金：結果の成功の程度に応じて支払う成功報酬。
 時間制：依頼された事件の処理に必要な時間に単価をかけて計算する方法。

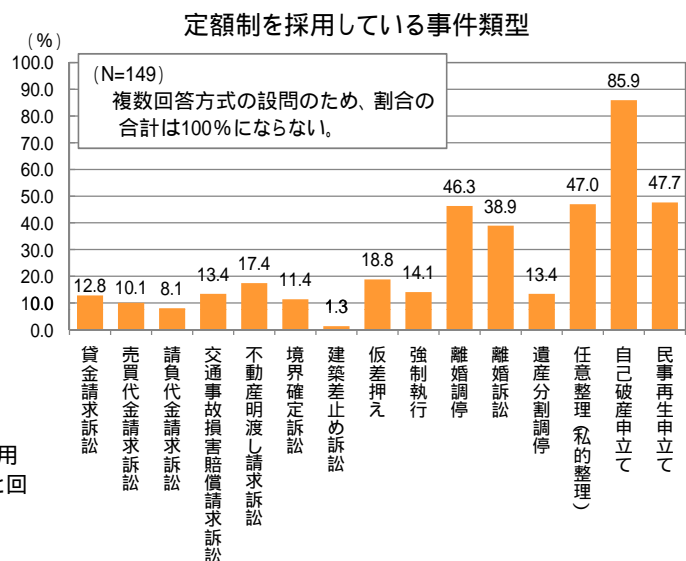
2. 定額制の採用状況

着手金・報酬金・手数料の算定に、事件類型ごとの定額制を採用しているかとの問いについては、半数が一部定額制を採用していると回答している。また、定額制を採用している事件類型では、「自己破産申立て」が85.9%と最も高くなっている。



[注] 1. 定額制の採用状況のグラフは、「全面的に採用している」又は「一部の事件で採用している」と回答した者の割合である。

2. Nとは回答者数(人)を指す。

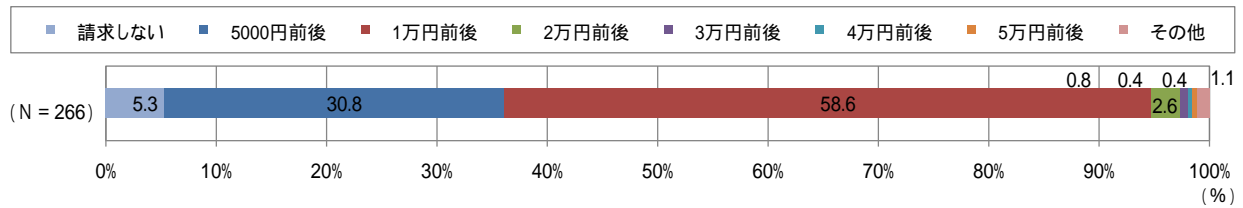


3. 事件別の報酬の目安

以下は、「次の設例ならば、いくら弁護士報酬を請求するか」について各事件ごとに見たものである。

(1) 法律相談

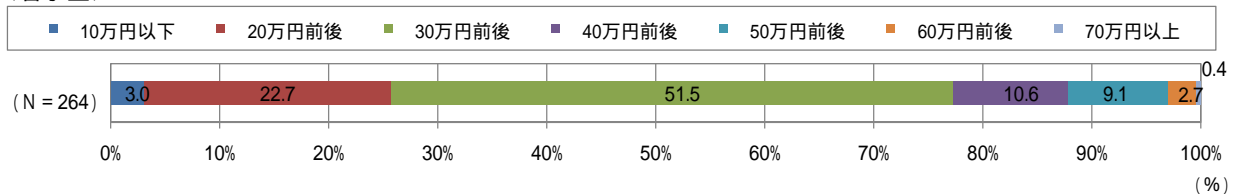
個人(非事業者)からの法律相談で、1時間を要して法律相談をした場合の法律相談料



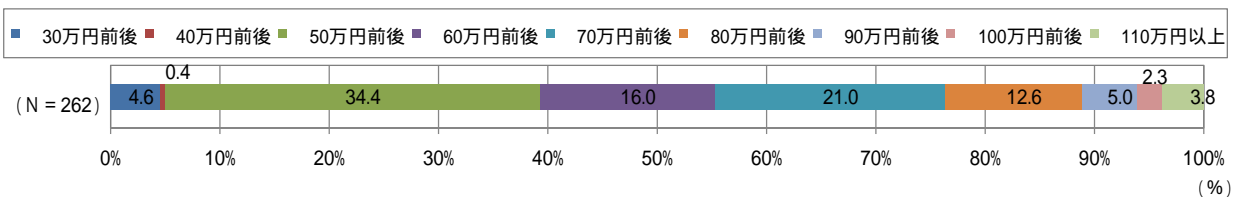
(2) 交通事故

交通事故にあい、重傷を負った被害者から損害賠償請求を依頼された。弁護士の判断として、1000万円程度の請求が妥当であると考えたが、保険会社からの提示額は500万円であった。訴訟を提起し、5回の弁論期日を経て、証拠調べをした結果、1000万円の勝訴判決を得て、任意に回収できた。

(着手金)



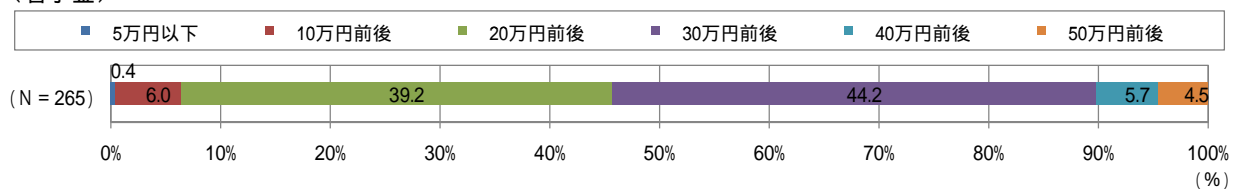
(報酬金)



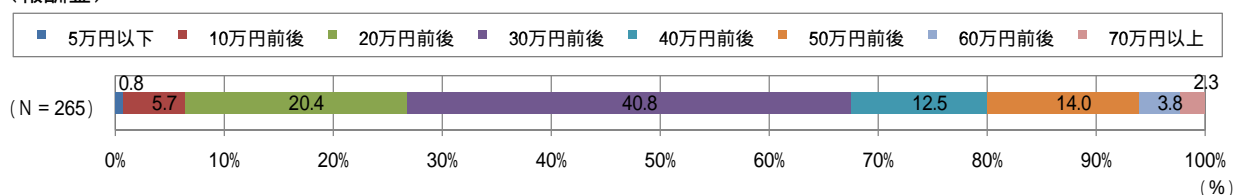
(3) 離婚(離婚調停)

夫が家にお金を入れないうえ、ときには暴力を振るうことから、夫との夫婦生活に耐えられず、夫と離婚することを決意した。夫との間に3歳の子どもがいるが、自分が引き取るとともに、養育費として毎月3万円を支払ってもらいたいほか、慰謝料として200万円を請求したい。夫にこれらの請求をした結果、離婚調停により夫との離婚が成立し、請求が認められた。(離婚調停の段階からの受任)

(着手金)



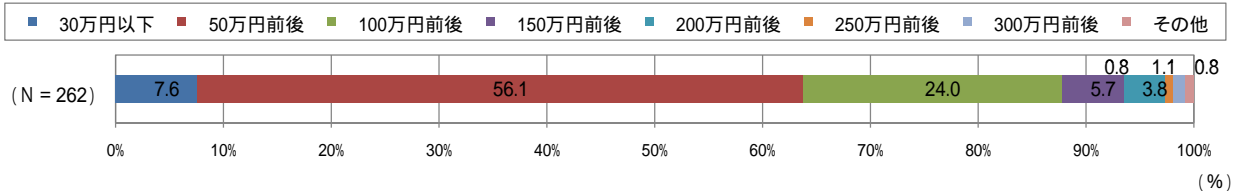
(報酬金)



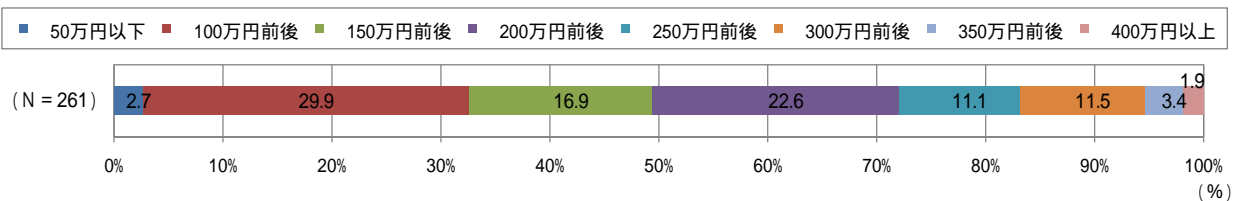
(4) 遺産分割調停

被相続人は、自宅土地建物(評価3000万円)、更地、預金など総額1億円の遺産を遺し、死亡した。遺言書はなく、相続人は妻と子ども2人の合計3人であった。遺産の範囲に争いはなかったものの、妻と子の1人とが感情的に強く対立していたことから遺産分割協議はまとまりそうになかった。妻から遺産分割調停の申立てを受任し、その結果、5回の調停期日を経て、妻は自宅の土地建物全部の所有権を含む5000万円相当の法定相続分にしたがった遺産を取得した。

〔着手金〕



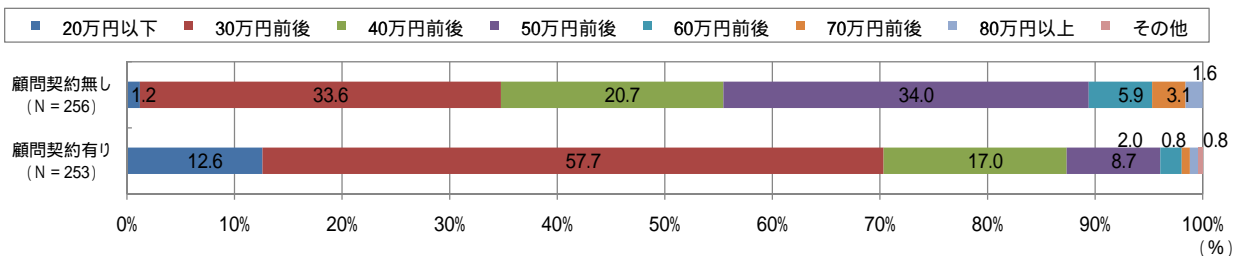
〔報酬金〕



(5) 不動産明渡し事件

AはBに雑居ビルの一室(一室の時価は1000万円、該当部分の土地の時価は1500万円)を事務所として賃貸(1ヶ月の賃料10万円)していたところ、賃料の不払いが10ヶ月続いた。そこで、Aは弁護士に契約解除と明け渡しを求める内容証明郵便による通知を送ってもらったうえで、訴訟提起をすることとした。Aの依頼を受け、原告として訴訟提起し、8回の弁論期日、1回の証拠調べ期日の後、全面勝訴して相手方が任意に明け渡した(未払い賃料と賃料相当損害金の債務名義は得たが、回収の見込みはない)。A、Bとも事業者

〔着手金〕



〔報酬金〕

